

令和4年1月25日(火)

令和4年第1回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達していますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、1名の欠席の旨の報告があります。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、2番：奥浜 健委員、3番：松岡日出雄委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の国仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は7件でございます。
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から7番は、別紙参考資料1ページから7ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、友利集落から福里集落向けと友利博愛漁港から北側700㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長： 次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

松岡委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古島市総合体育館の東側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

松岡委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、沖縄県家畜保健衛生所の西側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、旧宮原小学校の北側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、下南公民館の北西500㎡の基盤整備地区に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から北側に位置し、申請地は耕作放棄地であり、譲受人が開墾して機械等も所有してサトウキビ栽培を行うということです。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、添道集会所から西辺集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から7番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号8番から9番の説明をいたします。

(内容省略)

受付番号 8 番から 9 番は、別紙参考資料 8 ページから 9 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 3 番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の裏側の基盤整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 4 区推進委員をお願いいたします。

佐久川推進委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、伊良部リサイクルセンターの東方 4 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してオクラ・スイシチャード等の栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑の入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号 8 番から 9 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。受付番号10番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号10番から16番は、別紙参考資料10ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号10番から16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

松川事務局：

今月の農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いは4件です。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、宮古空港から下地線向けの多良間家の左側500㎡の基盤整備地区に位置し、1番の譲受人はサトウキビ栽培です。2番の譲受人は申請地の隣にマンゴーハウスがあるので、申請地にもマンゴー栽培と言うことです。

議 長： 次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号3番と4番の説明をいたします。場所は、宮古広域消防上野出張所から東側400㎡に位置し、3番の譲受人はマンゴー栽培ですが、申請地にはメロン栽培と言うことです。4番の譲受人は家族経営で機械等も所有して40年以上の農業経営でサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。 はい、12番委員

久保委員：

2番と3番の申請人は宮古島にたくさんのマンゴーハウスがありますが、管理等は大丈夫ですか。

國仲事務局：

管理棟については、従業員がいますので問題ないかと思います。

平良5区推進委員：

申請人については、近くにマンゴーハウスがありますが、きれいに管理されていたので問題ないかと思います。

議 長： ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 2 号、「農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い」受付番号 1 番から 4 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 日程第 3 議案第 2 号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 4 議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、2 件でございます。
受付番号 1 番と 2 番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号 1 番の説明をいたします。場所は、上野リサイクルセンターから花切り寄りに位置し、譲受人は畜産とサトウキビ栽培の複合経営です。

砂川事務局：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は、とびとり会館から増原集落向けの東側に位置し譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、11番：川満広紀委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条、「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 11番委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。それでは、11番委員の入室・着席を認めます。

《 11番委員入室・着席 》

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は5件でございます。
受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

友利集落から福里集落向けの多良間ファームの近辺に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、福東公民館から地下ダム資料館向けに位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、下北公民館の北側200㎡の基盤整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、航空自衛隊宮古島分屯基地より東側600㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野中学校から北東500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、城辺5区：狩俣勝成推進委員、平良4区：津波古昌誠推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条、「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 城辺5区推進委員・平良4区推進委員退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。それでは、城辺5区推進委員・平良4区推進委員の入室・着席を認めます。

〈 城辺5区推進委員・平良4区推進委員入室・着席 〉

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第5号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から5番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

現地調査の報告をいたします。日時は、令和4年1月11日(火)に調査員として、芳山会長、11番：川満委員、事務局の渡真利局長、上地次長、池村主任主事、仲間さんの7名で調査して、日程として午前9時30分から午後3時まで現地調査、午後3時から3時20分まで事務局にて調査内容調整会議を行い、1月17日の内部審査会での4条申請5件、5条申請9件、合計14件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古空港から南側600mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、アパマンショップ宮古島店の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、沖縄県家畜保健衛生所から西側300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート鏡原店の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・障害の多い道路等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場の東側930mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から9番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下崎公民館の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、友利集落センターから南側220mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、原野・段差等に囲まれた周辺農地10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古島市陸上競技場の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公共施設等に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、上野集落センターの東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団概ね10ha以上の規模の一団の農地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、私17番委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条、「議事参与の制限」により、一時退席をして、私の代わりに副議長に進行をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 17番委員退室 》

副議長： それでは改めまして、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

副議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

副議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。それでは、17番委員の入室・着席を認めて、次からの進行をお願いいたします。

《 17番委員入室・着席 》

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古島市未来創造センターから東側280mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート鏡原店の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・障害の多い道路に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、ファミリーマート鏡原店の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・障害の多い道路に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、県営久貝団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 11 番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、宮古高校グラウンドの東側 140 m に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、用途地域、第 1 種低層住居専用地域と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第 8 議案第 7 号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第9議案第8号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。1月12日に平良地区農地パトロールを行い、場所は、池間漁港の北側に位置し、相続により取得した土地であるが、20年以上前から農地利用がなく、現況は原野状態となっていることから、将来も農地利用が見込めないため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員をお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、平良更竹の宮古島温泉専用駐車場の西隣に位置し、周辺一帯は保安林で、当該地の形状は急傾斜地でこれまで農地として利用がなく、現況は原野状態であるため、将来も農地利用が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。1月14日に城辺地区農地パトロールを行い、場所は、西中集落農事集会所を南へ約300mに位置し、周辺一帯も原野状態で現況は相当な傾斜地で、これまで農地としての利用がなく原野化が著しい状態であるため、将来も農地として見込めないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号4番の説明をいたします。1月13日に伊良部地区農地パトロールを行い、場所は、伊良部結の橋学園の西側約200mに位置し、土質は岩盤が多く、耕土深も浅いため耕作地に適さない農地であるため、今後も耕作が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。
はい、16番委員

長濱委員：

非農地に関する宮古島市の要領等を定めてもらえれば、我々、農業委員としても申請地に関して判断が出来やすいと思いますが。

議 長： 事務局と一緒に県の農業会議等に対して協議していますが、県としては、県の手引きに準ずる形で判断してもらえればということでした。

議 長： ほかに発言等はありませんでしょうか。

委員： 発言なし

議長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員： 異議なし

議長： それでは、以上をもちまして、令和4年第1回宮古島市農業委員会総会を閉会
いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年1月25日

会 長 芳 山 辰 巳
2 番 委 員 奥 浜 健
3 番 委 員 松 岡 日 出 雄